

姫路市火災予防条例の一部を改正しました

施行日 令和8年3月31日

簡易サウナ設備とは

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等に設置されるサウナとは異なり、テントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増えています。

消防法令上のサウナ設備の現行基準は、浴場・宿泊施設等に固定式の放熱設備を設置することを想定した内容となっていたため、テント型サウナやバレル型サウナの構造・材質等の特性に応じた基準となるよう見直しを図りました。

屋外に設ける
最大出力6kW以下の
薪ストーブor電気ストーブ
のことで

※ガスストーブや灯油ストーブは
一般サウナ設備として規制します。

テントサウナ

バレルサウナ

浴場等サウナ



簡易サウナ設備

一般サウナ設備

※従来のサウナ基準

～姫路市火災予防条例の改正概要～

- (1) 建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
※ 薪を熱源とする簡易サウナ設備については、火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することで、上記の装置に代えることができる。
 - (3) 薪を燃料とする簡易サウナ設備については、不燃材料で造った「たき殻受け」を附設すること。
 - (4) 簡易サウナ設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
 - (5) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く）には、条例の規定により消火器を設けなければならない。
 - (6) その他火災の予防のために必要な事項に係る基準を遵守すること。
- 簡易サウナ設備を設置する際は、事前にその旨を管轄消防署長に届け出るようお願いします。（個人が設置するものを除く）

簡易サウナ設備を安全に使用しましょう

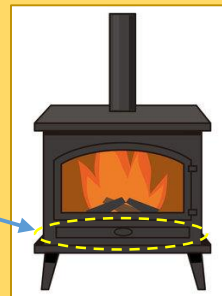
サウナの製造元が示す使用
方法に従って正しく使用しま
しょう。

風や地震等で倒れないよう
に適切な転倒防止の措置を
講じましょう。

熱源にタオル等の
可燃物が接触しない
ように気を付けましょう。

簡易サウナ設備には、
消火器を設置しましょう。

薪を燃料とする簡易サウナ設
備には、「たき殻受け」を
設置しましょう。



Q & A

Q. 個人が設置する「テント型・バレル型サウナ」は規制の対象になりますか？

A. 利用目的により判断されます。

個人が自ら使用する目的で設けるものについても基準に従い設置する必要がありますが、管轄消防署への届出は不要です。

なお、個人が設けるものであっても、利用料を徴収する等、商業目的で設置するものについては届出が必要です。

Q. 建物の屋上に設置する「テント型・バレル型サウナ」は簡易サウナ設備に該当しますか？

A. 簡易サウナ設備に該当します。

建物屋上は直接外気に接する場所として簡易サウナ設備の規制に該当します。ただし、常に展開した状態で恒常的に設置されるテント型サウナや、バレル型サウナは建築基準法上の建築物に該当し、建築基準法令にも適合する必要があります。

Q. 定格出力が6kwを超える薪や電気を熱源とする「テント型・バレル型サウナ」の規制は？

A. 「一般サウナ設備」として規制します。

Q. 建物内に設置する「テント型・バレル型サウナ」の規制は？

A. 「一般サウナ設備」として規制します。

屋外その他の直接外気に接する場所以外の場所に設置する場合は、一般サウナ設備としての規制が適用されます。

【お問合せ】

姫路市消防局予防課	079-223-9532	姫路東消防署予防担当	079-288-0119
姫路西消防署予防担当	079-294-0119	飾磨消防署予防担当	079-233-0119
網干消防署予防担当	079-273-0119	中播消防署予防担当	0790-23-0119

管轄署の確認は
こちら↓↓

